

## ○ 松戸市水道事業業務委託最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定する競争入札に関し、同令及び松戸市水道事業会計規程（昭和43年松戸市水道事業規程第5号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 規程第100条第1項の規定による最低制限価格を設ける場合の対象業務委託は、次の各号に掲げる業務委託とする。

- (1) 一般競争入札で実施する業務委託
- (2) 前号に掲げるもののほか、水道事業管理者が最低制限価格を設ける必要があると認める業務委託

(最低制限価格)

第3条 前条の契約に係る最低制限価格は、予定価格に100分の80を乗じて得た額を下回らない範囲内で定めるものとし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、単価での契約をする場合においては、1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。

(公表の時期及び内容)

第4条 最低制限価格の公表の時期は、入札終了後に公表することとし、公表の内容は、最低制限価格（税抜き）を公表するものとする。ただし、次の各号に掲げるものについては、規程第100条第2項の規定による公表文書において明示することにより行うものとする。

- (1) 最低制限価格が設定されていること。
  - (2) 最低制限価格を下回った入札を行った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、最低制限価格を入札執行前に公表することができる。

附 則

この要領は、平成27年1月1日から施行し、平成27年4月1日以降に契約を締結する業務委託に適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。